

介護保険制度改正と子ども・子育て支援制度に伴う予算措置 を求める意見書

介護保険制度において、これまで保険給付として要支援1と2の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護が、2015年4月から3年間かけて、市町村事業への移行が進められる。

この見直しについては、多くの関係者及び関係団体から、地域資源や財政基盤による地域間格差の拡大や、必要なサービスが提供されないことによる要支援者の介護の重度化及び介護労働者の処遇低下などに関する不安が指摘されている。

こうした不安が現実のものにならないための施策の実施については、国会議論における厚生労働大臣答弁や法案採択に当たっての参議院厚生労働委員会における附帯決議として採択されたところである。

また、2015年4月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度については、必要な予算が確保されていないことから、保育の質の改善策として実施が予定されている保育士の配置基準の見直しや処遇改善及び放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が極めて不十分な内容となっている。

よって、国においては、介護保険制度の充実と、子ども・子育て支援新制度における保育の質を改善するため、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 介護保険制度改正によって保険給付から市町村事業に移行された訪問介護と通所介護について、地域間格差やサービス低下及び介護労働者の処遇低下を招くことのないよう、必要な予算を確保すること。
- 2 子ども・子育て支援新制度の本格実施に必要とされる財源を確実に確保すること。
- 3 保育士などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年9月16日

広島県府中市議会